

住所変更の諸手続きについて

- (1) 平成28年3月1日に住居表示が実施されますと、住民基本台帳・戸籍の附票・印鑑登録原票・選挙人名簿等については、市役所で新しい住所に書き換えます。

皆様に変更の手続きをしていただく主なものは次ページのとおりです。お手続きの際には、**住居表示実施前と実施後の住所が記載された通知書**または、**住居表示実施証明書**が必要となります。ご自身の該当する項目をご確認ください。

皆様に変更の手続きをしていただくもの

3月1日以降お手続きをお願いします。土日祝日等は、届出先によって受付できない場合がありますのでご注意ください。

お手続きには、**住居表示実施前と実施後の住所が記載された通知書**又は、**住居表示実施証明書**が必要となります。

不動産登記の変更及び会社・法人登記の変更に伴う登録免許税は、**住居表示実施証明書等**の提出により免除されます。

事 項	届 出 先	届 出 時 期 等
不動産登記の土地、建物所有者の住所変更登記	さいたま地方法務局川口出張所 電話 048-255-4844 (川口市) 自動音声案内により、登記「2」を 押してください	実施日以降 必要なときに
会社・法人登記の本店（主たる事務所の変更登記、代表者等の住所変更登記	さいたま地方法務局（法人登記部門） 電話 048-851-1000（さいたま市） 自動音声案内により、登記「1」次に 法人「2」を押してください	本店＝実施日以降 2週間以内 支店＝実施日以降 3週間以内
預貯金口座、携帯電話、各種保険等の名義人の住所変更	各契約先	実施日以降 すみやかに
住民基本台帳カード（写真付き） 在留カード・特別永住者証明書 個人番号カード 通知カード	住民基本台帳カード・個人番号カード 市民課市民係 <u>電話 048-258-1110（内線 2645・2673）</u> 在留カード・通知カード 市民課記録係 <u>電話 048-258-1110（内線 2646・2647）</u> 芝支所 048-265-1166 新郷支所 048-281-0142 神根支所 048-281-0931 安行支所 048-295-1801 戸塚支所 048-295-1807 鳩ヶ谷支所 048-280-1200 川口駅前行政センター 048-227-7600	実施日以降 記載事項変更届を記入して いただいた後、手数料は 無料でカードの裏面に記 入をいたします。 本人が来庁する場合 ・本人確認を行いますの で、身分証明書をご持参く ださい。 本人以外が来庁する場合 ・ご本人からの委任状が必 要となります。 同世帯の方の手続きは世 帯からお一人だけ来庁い ただければお手続きでき ます。 詳しくは、各受付窓口にお 問い合わせください。
年金に関する手続き	次ページの「年金に関する手続きの窓口」 をご参照ください。	

自動車運転免許証の住所変更届	川口警察署 電話 048-253-0110 埼玉県警察運転免許センター（鴻巣市） 電話 048-543-2001 県内警察署交通課（鴻巣署を除く）	実施日以降 必要なときに （実施日以降の更新時可）
自動車検査証（軽自動車の除く） の住所変更届	埼玉運輸支局（さいたま市） 電話 050-5540-2026 ※オペレーター対応	実施日以降 すみやかに
軽自動車（二輪自動車を除く） の自動車検査証の住所変更届	軽自動車検査協会埼玉事務所（上尾市） 電話 050-3816-3110	実施日以降 すみやかに

年金に関する手続きの窓口

	加入者 (保険料を納めている方)	保険料払込期間が 終了し、これから 年金を受け取る方	受給者 (年金を受け取っている方)
国民年金	原則として 手続きの必要は ありません	市役所、各支所 川口駅前行政センター — 浦和年金事務所	原則として 手続きの必要は ありません
厚生年金	お勤め先	浦和年金事務所	
共済年金	お勤め先	各共済組合	各共済組合
国民年金基金	ご加入の 国民年金基金	ご加入の 国民年金基金	ご加入の 国民年金基金
厚生年金基金	お勤め先	企業年金連合会	企業年金連合会

※ 市役所、支所、川口駅前行政センター、浦和年金事務所に手続きされる際は、年金手帳、印鑑、そのほか代理人の場合は委任状をお持ちください。

国民年金に関するお問い合わせ先

川口市役所 国民年金課 048-258-1110（代表）
内線2771～4

市役所以外の年金に関するお問い合わせ先

○浦和年金事務所 048-831-1638
「ねんきんダイヤル」0570-05-1165
○埼玉県国民年金基金 0120-65-4192
048-838-7575
○厚生年金基金「企業年金連合会」 0570-02-2666

(2) 市役所で住所を書き換えるもの(個人で手続きする必要がないもの)

① 市役所で新しい住所に書き換えた証書等が送付されるもの

<生活保護関係>

受給者証 … 生活福祉1課・生活福祉2課 電話 048-258-5703

<子ども関係>

児童扶養手当証書
子ども医療費受給資格証
ひとり親家庭等医療費受給者証 } 子ども育成課
電話 048-258-1113

※住居表示実施後、新しい住所を記載したものをお送りします。
発送は3月下旬を予定しております。

<介護保険関係>

介護保険被保険者証 … 介護保険課 保険係 電話 048-259-7295
介護保険負担限度額認定証 } 介護保険課 給付係 電話 048-259-7296
介護保険負担割合証

※住居表示実施後、2週間以内に新しい保険証等を送付します。

<国民健康保険関係>

国民健康保険被保険者証
国民健康保険高齢受給者証
国民健康保険資格証明書
国民健康保険限度額認定証 } 国民健康保険課 資格第1・第2係
電話 048-259-7669

※住居表示実施後、2週間以内に新しい保険証等を送付します。

<後期高齢者医療関係>

後期高齢者医療被保険者証
後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
後期高齢者医療特定疾病療養受療証 } 高齢者保険事業室
電話 048-259-7653

※住居表示実施後、2週間以内に新しい保険証等を送付します。

② 住居表示実施後も、そのまま使用できる手帳、受給者証等

(住所変更を希望されるかたは住居表示実施後、担当課窓口へお越しく下さい。)

身体障害者手帳
療育手帳
精神障害者保健福祉手帳
自立支援医療費(精神通院)受給者証
障害福祉サービス受給者証
通所受給者証
特別障害者手当
経過的福祉手当
障害児福祉手当
特別児童扶養手当 } 障害福祉課 給付係
電話 048-259-7678

重度心身障害者医療費受給者証 … 障害福祉課 庶務係
電話 048-259-7920

③ 市役所で書き換えを行うその他の業務等（個人で手続きする必要がないもの）

水道使用契約の登録	営業管理室（水道局代表） 電話 048-258-4132 水道局お客様センター 電話 048-250-3871
ごみの収集	※ごみ、資源物の収集日は変わりません。 廃棄物対策課 電話 048-228-5370
交通・学童等災害共済会員証	交通安全対策課 電話 048-259-9023
図書館利用者登録情報	※図書館利用時に新住所に変更します。 中央図書館 電話 048-227-7611
犬の登録	保健衛生課 電話 048-258-1110 (内線 2688・2689)
施術所台帳	保健衛生課 電話 048-258-1110 (内線 2686・2687)
川口市立医療センター患者情報	川口市立医療センター（医事課） 電話 048-287-2525
債権債務者登録	会計課 電話 048-258-1110 (内線 2691)

※その他、ご不明な点は、各担当課にお問い合わせください。

(3) 本籍について（市民課、各支所及び川口駅前行政センター）

今回の住居表示実施による本籍の変更はありません。
本籍は区画整理の換地処分時に変更されます。

※換地処分前に本籍表示の変更を希望される場合は「転籍届」が必要になります。

(4) 母子健康手帳・健康手帳について（保健センター 電話 048-256-2022）

手帳の住所欄はご自身で書き換えをお願いします。

(5) その他手続きの必要ないもの

- ① 公共サービス … 水道局（水道料金）、NHK、NTT（固定電話）、東京ガス、東京電力、郵便局（郵便物の配達）
- ② 旅券（パスポート）… 「住所」はパスポートの記載事項ではありませんので、訂正手続きは不要です。
なお、パスポートの裏表紙の「所持人記入欄」に住所を記入されているときは、旧住所を二重線で抹消し、余白に新住所をご自身で書き込んでください。